

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等日常生活支援事業ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子育て支援部こども家庭課（ひとり親等支援グループ） 北区役所子育て・教育課（子育て）、都島区役所保健福祉課（こども教育）、福 島区役所保健福祉課（子育て教育）、此花区役所保健福祉課（子育て教育）、中 央区役所保健子育て課（子育て支援・保育）、西区役所保健福祉課（子育て支 援）、港区役所保健福祉課（福祉）、大正区役所保健福祉課（こども・教育）、 天王寺区役所保健福祉課（福祉サービス）、浪速区役所保健福祉課（子育て支 援）、西淀川区役所保健福祉課（こども福祉）、淀川区役所保健福祉課（こども 教育）、東淀川区役所保健福祉課（児童・医療助成）、東成区役所保健福祉課 （こども福祉）、生野区役所保健福祉課（福祉サービス）、旭区役所保健子育て 課（子育て支援）、城東区役所保健福祉課（子育て教育）、鶴見区役所保健福祉 課（子育て支援）、阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援）、住之江区役所保健 福祉課（福祉）、住吉区役所福祉課、東住吉区役所保健福祉課、平野区役所保健 福祉課（地域福祉）、西成区役所保健福祉課（子育て支援）	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等日常支援事業の事務のため利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 連絡先、6 個人番号、 7 母子・父子区分、8 家族構成、9 家族の氏名・生年月日・性別・学校名、 10 口座番号、11 負担基準区分、12 所得金額	
記録範囲	家庭生活支援員派遣等事前登録申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	家庭生活支援員派遣等事前登録申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	